

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	龍ヶ崎市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、健康管理システムを利用しているが、利用先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書に秘密保持に関する事項を含め、更に秘密保持について協定書を作成して締結している。

評価実施機関名

龍ヶ崎市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等が発生した場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。また、特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
ワクチン接種対象者リスト	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表の126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表（情報照会の根拠） ：第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（特定個人番号利用事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法または予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（25、153の項） （情報提供の根拠） ：第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（25、26、153、154の項） 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（情報照会の根拠） 第27条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ部医療対策課
②所属長の役職名	医療対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康スポーツ部医療対策課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康スポーツ部医療対策課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

「☐」人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------------	--

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
-------	--

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報とは、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月23日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和4年6月23日時点	事後	
令和4年6月23日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和4年6月23日時点	事後	
令和5年6月20日	I 1. ②事務の概要	新型インフルエンザ等が発生した場合に、。新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。また、特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	新型インフルエンザ等が発生した場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。また、特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	事後	記載の修正
令和5年6月20日	I 2. 特定個人情報ファイル名	予防接種履歴・一覧ファイル	ワクチン接種対象者リスト		ファイル名変更のため
令和5年6月20日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	1. 番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2		記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	I 4. ② 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (別表第二主務省令における情報提供の根拠)別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠)別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)		番号法及び番号表別表第二改正のため
令和5年6月20日	I 5. ①部署	健康づくり推進部健康増進課 健康づくり推進部新型コロナワクチン対策課	健康スポーツ部医療対策課	事後	行政組織機構改革による部署名変更のため
令和5年6月20日	I 5. ②所属長	健康増進課長 新型コロナワクチン対策課長	医療対策課長	事後	行政組織機構改革による部署名変更のため
令和5年6月20日	I 7. 定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康づくり推進部健康増進課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話 0297-64-1111 健康づくり推進部新型コロナワクチン対策課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話 0297-64-1111	健康スポーツ部医療対策課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話 0297-64-1111	事後	行政組織機構改革による部署名変更のため
令和5年6月20日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	健康づくり推進部健康増進課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111 健康づくり推進部新型コロナワクチン対策課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話 0297-64-1111	健康スポーツ部医療対策課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話 0297-64-1111	事後	行政組織機構改革による部署名変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和4年6月23日時点	令和5年6月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和4年6月23日時点	令和5年6月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月5日	I 3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	1. 番号法第9条第1項 別表の126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	事後	番号法及び番号法別表改正のため
令和6年11月5日	I 4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法または予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(25、153の項) (情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(25、26、153、154の項) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報照会の根拠) 第27条	事後	番号法及び番号法別表、番号法第19条第8号の改正のため
令和6年11月5日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和5年6月1日	令和6年10月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月5日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和5年6月1日	令和6年10月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月5日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 9. 監査 10. 従事者に対する教育・啓発 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式対応	事後	様式の変更に伴うものであるため